

令和3年4月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 令和3年4月20日（火） 午後1時00分～午後2時15分
2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室F
3. 出席者 教育長及び委員

教育長 廣部 昌弘
委員 武井 紀夫
委員 渡部 佳子
委員 豊田 雅之
委員 井上 美鈴

職 員

教育部長	秋元 淳
教育部次長兼教育総務課長	平野 義視
教育部参事兼学校教育課長	今井 克彦
学校給食課長	清水佐知子
生涯学習課長	鈴木 和代
文化課長	小高 幸男
まなび支援センター所長	内海 雅彦
学校給食センター所長	竹内 康博
図書館長	森田 益央
郷土博物館金のすず副館長	稲葉 昭智
中央公民館長	水越 学
資産管理課長	小磯 洋子
（会議事務局）	
教育総務課課長補佐	古賀佳代子
教育総務課主任主事	萩原奈央子

4. 傍聴人数 0名（非公開議案2件）

5. 議 案

- 議案第9号 木更津市社会教育委員の委嘱について
議案第10号 木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第11号 木更津市郷土博物館金のすず協議会委員の委嘱について
議案第12号 木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
議案第13号 令和3年度教科用図書君津採択地区協議会規約の承認について
議案第14号 令和3年度教科用図書君津採択地区協議会委員の選出について

6. 報告事項 なし

7. 議事大要

【会議の開催にあたり】

- ・令和3年4月1日付け人事異動に伴い、出席委員及び職員自己紹介。

○廣部教育長

定刻となりましたので、令和3年4月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名人には、豊田委員にお願いいたします。

また、前回3月臨時の会議録につきましては、武井委員と高澤前教育長が、3月定例の会議録につきましては、渡部委員と高澤前教育長が確認し、それぞれ署名をいたしました。

議案の審議に入る前に、教育委員会に対する請願についてご説明させていただきます。事務局から説明をお願いします。

○平野教育部次長

「木更津市教育委員会における計画機能明示に関する請願」についてご説明申し上げます。別添資料の「木更津市教育委員会における計画機能明示に関する請願」と書かれた資料をご覧ください。令和3年4月5日付で受領した本請願については、請願内容に記載してありますとおり、本市教育委員会において、組織図や事務分担表等の表示を求めるものでございます。

しかしながら、3枚目以降に添付しております資料のとおり、現在既に市ホームページや市が発行しております、暮らしの便利帳等にて組織図及び簡単な事務分担については、教育委員会に限らず市全体として明示をしているところでございます。また、本市における詳細な事務分担は規則で定められておりますが、その規則については市の例規集より閲覧することができ、こちらも同様にホームページで公表しております。

以上のとおり、本請願については請願をいただく前から既に実施されていると考えており、教育委員会会議にて改めて審議いただき、委員皆様のご意見を伺う必要性が低いと思われることから、本内容については会議の審議になじまないと教育長が認めるものとし、この説明をもって完了しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から請願についての説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

○井上委員

請願者についてですが、前回、3月定例教育委員会会議にて請願を提出された方と同じ方でしょうか。

○平野教育部次長

同一の方でございます。また、本人につきましては前回同様、今回も請願内容について会議に出席しての説明を希望されておりますが、本請願につきましては先ほどご説明しましたとおり、教育委員会としては既に実施している内容であるとの見解でございます。しかしながら、本会議にて委員皆様にご説明を行った上で、やはり改めて教育委員会会議での審議が必要だろうというご意見がありましたら、次回の教育委員会会議にて審議をさせていただこうと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○廣部教育長

請願の後半には、計画での一致といった内容も含まれております。しかしながら、計画

での一致につきましては、本市にて既に行っております総合教育会議で教育大綱を策定している等、市長部局との連携を取っております。そういった面からも、本請願につきましては改めて審議いただく必要性が薄いのではないかと考えております。

ほかにご質問・ご意見がなければ、採決に移ります。本請願について、審議を行わないことに賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で審議を行わないことに決定いたしました。

それでは、議案の審議に入ります。

はじめに、議案第9号「木更津市社会教育委員の委嘱について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○平野教育部次長

議案第9号「木更津市社会教育委員の委嘱について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料2ページをご覧ください。本議案は、欠員の生じている木更津市社会教育委員について、社会教育法第15条第2項並びに木更津市社会教育委員に関する条例第3条及び第4条の規定により、新たに委員を委嘱することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第12号の規定により、議決を得ようとするものでございます。今回委嘱を予定している候補者は前回、3月定例教育委員会会議にて選考中でありました、学校教育の関係者で、任期は令和3年5月1日から令和5年3月31日までとなります。

なお候補者の所属等につきましては、3ページの参考資料のとおりでございます。また、No. 8の木更津市立公民館運営審議会の推薦による委員候補者につきましては、3月に引き続き団体におきまして選考中でございます。候補者の推薦がございましたら、改めて提案を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

＜質問なし＞

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

＜意見なし＞

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第9号「木更津市社会教育委員の委嘱について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第10号「木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○平野教育部次長

議案第10号「木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料4ページをご覧ください。本議案は、欠員の生じている木更津市公民館運営審議

会委員について、社会教育法第30条並びに木更津市公民館設置及び管理運営条例第6条及び第7条の規定により、新たに委員を委嘱することについて木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第12号の規定により、議決を得ようとするものでございます。今回委嘱を予定している候補者は前回、3月定例教育委員会会議にて選考中でありました学校教育の関係者の候補者で、任期は令和3年5月1日から令和5年3月31日までとなります。

なお、候補者の所属等につきましては、5ページの参考資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第10号「木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第11号「木更津市郷土博物館金のすず協議会委員の委嘱について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○平野教育部次長

議案第11号「木更津市郷土博物館金のすず協議会委員の委嘱について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料6ページをご覧ください。本議案は、欠員の生じている木更津市郷土博物館金のすず協議会委員について博物館法第21条並びに木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例第15条の規定により、新たに委員を委嘱することについて木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第12号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

今回委嘱を予定している候補者は任期途中で退任した学校教育関係者の後任候補者で、任期は前任者の残任期間となります令和4年10月31日までとなります。なお候補者の所属等につきましては、7ページの参考資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第11号「木更津市郷土博物館金のすず協議会委員の委嘱について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第12号「木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○平野教育部次長

議案第12号「木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案資料8ページをご覧ください。本議案は、図書館の休館日を変更することについて関係規則を整備しようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

11ページの新旧対照表をご覧ください。図書館の休館日につきましては、現在火曜日に設定しております。このことについて、同じく市の施設となります公民館や郷土博物館金のすずについては、月曜日が休館となることから、図書館につきましても月曜日を休館日とするよう変更するものでございます。以上のことにより、第3条第1号の休館日について火曜日から月曜日に変更するとともに、現在、休館日としていた国民の祝日を削除し、その他の記載等について整理するものでございます。

また本改正に伴い、図書カードの様式についても、12ページのとおり休館日を訂正したものに修正しようとするものでございます。なおこの規則は令和3年8月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

○井上委員

休日を他の施設とあわせる利点等についてお聞きしたいのですが。

○森田図書館長

本改正につきましては、先ほどの提案理由の他、変更の理由が2点ほどございますのでこちらもあわせてご説明させていただきます。

まず1点目といたしまして、現在、本市図書館では木更津市にない蔵書について、他市町村から借りて利用者にお貸しするという、相互貸借のシステムをとっておりますが、県内の図書館につきましては、火曜日の休館日は本市のみとなっております。調査した限りでは、全国的にもおそらくかなり珍しい休館日でございます。相互貸借等の連携を取るうえで、また、県内の図書館連絡協議会といった会議につきましても、火曜日等に開催されることが多いため、連携を考えますと他と同様の月曜日休館が良いのではないかとといったことがございます。

もう1点といたしまして、議案資料12ページの図書館カード裏面の表示をご覧ください。月曜日が開館、火曜日が休館となる従来の形ですと、開館時間については水曜日から金曜日が午後7時まで、土曜・日曜・祝日・月曜日が午後5時までとなっております。このことについて、利用者の方から木更津市の開館時間が非常に分かりづらいといったご意見もございました。この度、月曜日を休館にするに伴い、平日の開館時間は

午後7時まで、土日祝日等、休みの日が午後5時までといった形になり、分かりやすくなるのではということから変更しようとするものでございます。

○豊田委員

ただの感想ではあるのですが、学校が授業参観等の場合、翌月曜日が代休となることが多いと思います。そうしたときに学童の子どもたちをどこかに連れて行こうとなった場合、月曜日お休みのところが多くなかなか苦慮するところもございます。今回、図書館も月曜日休館になるとのことで、また別の場所を考えなければならないなあと感じた次第です。

○廣部教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第12号「木更津市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

議案第13号「令和3年度教科用図書君津採択地区協議会規約の承認について」
議案第14号「令和3年度教科用図書君津採択地区協議会委員の選出について」
を説明。

以上で、本日予定しておりました議案の審議を終了いたします。

続きまして、報告事項でございますが、今月の報告案件はございません。

続きまして、その他の事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【その他、事務局連絡・報告事項】

- ・令和2年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価（素案）について

説明：平野教育部次長

- ・令和2年度財務監査の結果について

説明：平野教育部次長

- ・木更津市立小中学校臨時休業に伴う準要保護児童生徒に係る昼食費支給要綱を廃止する告示について

説明：今井教育部参事兼学校教育課長

- ・債権の放棄について（学校給食費債権）

説明：清水学校給食課長

- ・公民館運営審議会からの答申の報告について

説明：水越中央公民館長

○廣部教育長

その他、委員からご意見等ございますか。

○豊田委員

コロナの関係で、現在大阪市が連日ニュースになっておりますが、大阪市では学校休校は行わないとの報道がありましたけれども、もし木更津市にて再度学校を休校するといった話になった場合、昨年度のGIGAスクール構想でどの程度事業が進捗しているのか、オンライン授業等ができるような体制になっているのか等伺いたいのですが。

○内海まなび支援センター所長

昨年度2月に全学校に1人1台端末が入っているような状況でございます。今年度もし休校になった場合ですが、持ち帰り等をしなければならない形になります。現在、鎌足小中学校が本市におけるICT推進校となっており、昨日も打ち合わせをしてきたところですが、5月から6月中において、鎌足小中学校にて持ち帰りの実証実験を行い、そこでの改善点等を受けて広げていく予定でございます。

○廣部教育長

コロナの感染再拡大に伴い、本市としても再度休校になる可能性はあると考えておりますので、先日の校長会議にて、万が一そういった形になってもタブレットを持ち帰って実施ができるよう、各校で準備を進めてもらいたいとの話をしたところでございます。

○井上委員

wi-fiについてはどういった扱いになるのでしょうか。

○内海まなび支援センター所長

wi-fiにつきましては、現在各家庭に調査を行っているところでございます。環境が整っていないご家庭がどのくらいあるのか調査をし、どのような対応ができるのか今後考えていく予定でございます。

○廣部教育長

貸出し用の端末は本市でもあったかと思いますが。

○内海まなび支援センター所長

現在、200台ほどは貸し出せる体制が出来ております。しかし、昨年度の調査では既にwi-fi環境があるご家庭が多くございました。

○廣部教育長

なお、要保護・準要保護家庭の場合は、通信費も市等で負担するようにと通知が来ておりますので、また別途検討する必要があります。一般家庭の方の場合は、通信費は各ご家庭で負担いただく形になります。

○内海まなび支援センター所長

補足ですが、昨年度につきましては小学校6年生及び中学校3年生のご家庭への貸出しを行っております。

○井上委員

木更津市における要保護・準要保護家庭の率はどのくらいなのでしょう。

○今井教育部参事兼学校教育課長

市全体の児童生徒数が約1万人程度で、要保護・準要保護家庭がおおよそ700人です

ので、7%程度といったことになります。

○武井委員

前年度もどこかでお話させていただいたかと思いますが、また事務局の方等も変わっておりますので改めてお話いたします。掃除についてですが、現在、濡れ雑巾とほうきでの掃除がメインになっていると思います。できれば掃除機や化学雑巾を入れていただけないかと考えております。予算もあるでしょうし、学校の方針もございますのですぐには難しいと思いますが、掃除の時間が短縮できればその時間でスポーツなり、クラブ活動なりに充てられるのかと感じております。また、この話をした理由といたしましては、学校に用事で伺った際、ほこりがかなり溜まっているような部分もあり、これはなかなか雑巾だけでは難しいだろうなと思ったところもございます。ぜひ検討いただければと思います。

○井上委員

雑巾も必要だとは思いますが、学校のゴミですと、例えば消しカスなどはたくさん出ますから、そういったものは掃除機のほうを取りやすいかもしれませんね。

雑巾については、子どもが1人2枚ですとか、学校に持っていっていますから、それを化学雑巾に変えるといったことはできるのかなと思います。

○豊田委員

掃除時間の短縮は喜ばしいことかもしれませんが、一方で自分たちで使う施設を自分たちで綺麗にするという教育の一環でもあるのかなと感じます。

○武井委員

教育面については私もよく分かります。しかしながら、手段が若干古いのではないかと感じまして、こうした提案をさせていただいたところです。効率も悪いですし、そういった時間を別のものに回せればと思うのですが。

○今井教育部参事兼学校教育課長

お話の内容につきましては承知いたしました。しかしながら、委員が仰いましたとおり、予算等の問題も絡んでまいりますので、また検討させていただきたいと思います。

○井上委員

君津の中学校の話になりますが、掃除組とスポーツ組に分かれて行っておりました。小学校ではやはりなかったようです。一方で、中学生ぐらいですとかえって掃除の時間にスポーツしないといけなくて嫌だなあ、といった一部生徒の声もあるようですが。

○廣部教育長

少し話は外れますが、数年前、インドネシアのボゴール市の学校との交流ということで、木一中に学校の先生生徒が来られたことがございます。その中で一番興味深く見られていたのが掃除の時間です。あちらの校長先生も、これが日本教育の根幹なんですねと仰っておりました。インドネシアには自分たちが使う場所を自分たちで掃除するといった文化はないそうで、私自身もかなり記憶に残っております。

とはいえ、この時代に濡れ雑巾がいいのかといった議論は別でございますが、そういった教育面と現在の掃除の仕方とあわせて検討させていただきます。

掃除機と化学雑巾で掃除してしまうと、そこまで人手が要らないといったことも実際

あると思います。

○今井教育部参事兼学校教育課長

先ほど井上委員がおっしゃった掃除の時間をそれぞれの組に分けるといったことも、一番の理由は人数が少なくて済むからだと聞いております。

○井上委員

先ほど、海外の方は自分たちで掃除する文化があまりないといったお話がありましたが、私たちも大学になると掃除は専門の方が入っていただいて、私たち自身では行いませんよね。清和大学でも短期大学部のほうはかなり新しくて綺麗なのですが、自分たちで掃除をしないとゴミが落ちていても拾おうとしないですとか、壁に物をぶついたりしてしまうのもあまり気にしないとか、そういったことを感じます。やはり自分たちで掃除をすることで、意識が変わってくることはあるのかなと思います。

○廣部教育長

私ども教師の中でも、今は掃除を罰に使ってはいけないということは言われます。掃除を罰に使ってしまうと、ではいつも掃除をしてくれている方は常に罰を受けているのかということになるからです。

○今井教育部参事兼学校教育課長

いま色々なご意見等いただきましたが、掃除自体は悪いことではないと考えております。方法につきましては、また今後検討させていただければと思います。

○廣部教育長

ほかになれば、その他を終了いたします。

以上をもちまして、令和3年4月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長

委 員